

令和7年度第1回秋田県医療審議会 議事録要旨

- 1 日 時 令和7年8月25日（月） 18時30分から20時まで
- 2 場 所 秋田県議会棟2階 特別会議室
- 3 出席者

【秋田県医療審議会委員（18名中13名出席）】（敬称略、五十音順）

伊 藤 伸 一	秋田県医師会副会長	欠席
太田原 康 成	秋田県病院協会副会長	
小 野 剛	秋田県病院協会会長	
加 藤 尊	全国健康保険協会秋田支部支部長	
金 澤 澄 子	秋田商工会議所女性会副会長	
河 合 秀 樹	秋田県病院協会理事	
小 泉 ひろみ	秋田県医師会会長	
佐 藤 啓 子	J Aあきた女性組織協議会副会長	欠席
白 川 秀 子	秋田県看護協会会長	
津 谷 永 光	秋田県市長会	欠席
羽 渕 友 則	秋田大学大学院医学系研究科長・医学部長	
藤 原 元 幸	秋田県歯科医師会会長	
古 谷 勝	秋田県国民健康保険団体連合会常務理事	欠席
細 越 満	秋田県町村会副会長	欠席
三 島 和 夫	秋田県医師会（秋田大学大学院医学系研究科 精神科学講座 教授）	
安 田 哲 弘	秋田県薬剤師会会長	
渡 邊 博 之	秋田大学医学部附属病院病院長	
吉 原 秀 一	秋田県医師会副会長	

【事務局】

石 井 正 人	健康福祉部長
安 杖 一	健康福祉部次長
石 川 亨	健康福祉部次長
六 澤 恵理子	医務薬事課長
照 井 秀 雄	医療人材対策室長
花 方 聡	医務薬事課政策監

4 議事等

【事務局】

本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様がお揃いですので、ただいまから、令和7年度第1回秋田県医療審議会を開会いたします。

開会に当たり、小泉会長から御挨拶をお願いいたします。

【小泉会長】

この医療審議会は都道府県において、医療提供体制の重要な事項について協議をする場と伺っております。毎年3月位に行われておりますが、なかなか議論を深めるのに苦労することもございますので、今年は第1回がこのような早い時期に開かれたことは、重要事項があるということでもありますけれども、私ども委員にとってはじっくり会議ができるということで非常にありがたいと思っております。

本日はいくつかの協議事項がございますので、皆様から忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

このたび、委員の変更があり、新たに御就任された委員もいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

はじめに、秋田県薬剤師会の大越委員に代わり御就任されました秋田県薬剤師会会長の安田委員です。続いて、本日はご欠席されておりますが、J Aあきた女性組織協議会の佐々木委員に代わり J Aあきた女性組織協議会副会長の佐藤委員が就任されております。

なお、本日は所用のため伊藤委員、佐藤委員、津谷委員、細越委員が欠席されているほか、国保連の古谷委員が急遽御欠席となりました。

また、出席者であります但配付されております名簿で御確認ください。

なお、本日の審議会は対面とオンラインの併用での開催となります。オンライン参加の委員は、発言時以外はマイクをミュートにしてくださいようお願いいたします。

それでは秋田県医療審議会運営規程により会議の議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行について小泉会長をお願いいたします。

【小泉会長】

よろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、委員の出席状況と会議の成立につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

本日は委員18名中13名の委員に御出席をいただいております。委員の過半数を超え

ておりますので、医療法施行令第5条20第2項により本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

【小泉会長】

次に、本審議会の公開についてお諮りいたします。

本審議会は原則公開としておりますので、公開で行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

【小泉会長】

ありがとうございます。それでは、本審議会は公開で行うことといたします。

次に、議事録の署名委員を決めたいと思います。

議事録署名委員は、秋田県医療審議会運営規程第3条第2校の規定により、出席した委員のうちから会長が指名する2人の委員が署名押印をしなければならないとなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。吉原委員と白川委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは議事に入ります。本日の協議事項は5件ということでございます。

本日は8時を目途に会議を終了したいと思います。どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでははじめに協議事項（1）「病床削減に係る単独病床機能再編計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

（資料により説明）

【小泉会長】

ありがとうございました。

ただいま提出されました病床削減に係る単独病床機能再編計画につきまして、特に地域医療構想との整合性がとれているかという観点が重要でございます。委員の皆様には御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。横手地区の地域医療構想調整会議に出席されている小野委員、いかがでしょうか。

【小野委員】

横手地区の地域医療構想の協議が行われて、その中でも話題になりましたが、特に問題なく認めていただいたということになります。34床が減っても、おそらく急性期の部分が減っておりますが、他の病院の病床もありますので問題はないと思っております。

【小泉会長】

ありがとうございました。質問はありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、雄勝地域の地域医療構想調整会議に御出席の委員はいるでしょうか。いないですね。県からそのときの御意見をご説明をお願いします。

【事務局】

特に減少についての意見は出なかったのが正直なところでございます。

【小泉会長】

ありがとうございました。いずれも休床中であるということもあるのでしょうか。地域に影響がないということによろしいでしょうか。

【事務局】

雄勝中央病院に関しましても休床中の病床を削減するものでありますので、直接診療や患者さんの入院に与える影響は少ないものと考えられます。

【小泉会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか。御意見や質問はないでしょうか。

それでは今回の病床削減に係る単独病床機能再編計画について、異議はございますか。ないとしまして審議会です承することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

【小泉会長】

ありがとうございます。それでは了承させていただきたいと思います。

次に協議事項（２）「医師配置標準特例の取扱基準の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

（資料により説明）

【小泉会長】

ありがとうございました。

へき地等病院における医師確保の支援策ということで、診療報酬上の特例にさせていただくということですが、これについての質問や御意見はございますか。

【太田原委員】

どこの地域のどういう種類の病院かが明らかにされていないので、私がお伺いすること

も忠言的になってしまいますが、今の説明だと対象となる病院の経済的なダメージを考えてということでしたが、それはさておいて、もしこの決まりよりも下回った医師数で病院を管理した場合に医療安全上の本来このくらいお医者さんがいないといけないというものよりも下回った状態で管理された患者さんに不利益があるのではないかと心配です。たぶんこれは国の決まりですから、経済的なことも安全上のこともどっちも考えていかなければならないと思います。対象病院がどこか分からないながらも入院している患者さんの安全上の問題という面からは諸手を挙げて賛成というわけにはいかないのかなと資料を見て思ったので、意見を述べさせていただきました。

【小泉会長】

ありがとうございました。

太田原委員からの意見に県からは何かありますでしょうか。

【事務局】

現在、医師標準数が7割以下になっているところは秋田県にはございません。しかしながら、こういった状況が長く続くことで医療機関の経営状況に影響があるのではないかとのご意見も県に寄せられているのが事実であります。そうしたことから、県としてこれまでの国の基準、他県の状況を勘案いたしまして、国の基準でございました3ヶ月というものを踏襲するということで今回の改正案とさせていただいたものでございます。

ただし、この特例措置につきましては、医師3人、療養病床が過半数の病院は2人という人数を下回らないという最低基準というものも設けられておりますので、こうしたものをきちんと守っていただきながら、できるだけ早く医師標準数になるように努力していただくというところは県としても注視していきたいと思っております。

【小泉会長】

他にご意見はございますか。太田原委員はいかがでしょう。

【太田原委員】

私がお伺いしたのは、財政上の問題ではなくて入院して管理されている患者さんの安全上のことでした。

【小泉会長】

いかがでしょうか。この特例基準と資料2の別紙の方には、これを申請する場合には医療審議会の意見を聴取することになっております。申し込まれた場合にはまた聴取するので、そこで何か安全上に関しての記載をお願いするとかになるのでしょうか。それとも無条件になるのでしょうか。

【事務局】

実際にそういった案件が出てきたときには改めて医療審議会にお諮りすることになりますので、その際に安全性の問題ということもきちんとお諮りして県として許可をするという手続きをとらせていただきたいと思います。と思っています。

【小泉会長】

太田原委員、書いてもらう安全性というのは分かりますか。どういうものがよろしいでしょうか。

【太田原委員】

そのときにまたもう1回相談するということですが、これは改善しなくて良いものなのでしょうか。

【事務局】

一応6ヶ月間、この当該案件が出てきたときに診療報酬上の削減状況が長く続くことが県内の医療機関の病院経営に与える影響が少しでも緩和されるように、ということが県の今の考えでございまして、当然安全性の問題というのは、この国が定める最低基準を下回らないということを踏まえて、安全性をはかった上で努力していただくということを当然やっていただかなければならないと考えております。

【小泉会長】

ありがとうございました。他に御意見はありますでしょうか。

【三島委員】

70%にさらに90%を掛けるということなので6%くらいは緩和されるということだと思いますけど、医師数が1人足りなくても緩和措置でレスキューされるのは15人とか16人以上の病院が対象になるのかなと伺っておりました。そのような病院で1人少ないことで太田原委員がおっしゃったような医療安全上の問題が生じるかどうかというのは結論を出すのはむずかしいかも知れません。私の質問は、緩和措置の対象となったときにそれが恒常的にずっと続いてても何らかのペナルティや指導などが入らないのか、ずっと緩和措置で継続していけるということなののでしょうか。努力義務はあるのでしょうかけれども。

【事務局】

(緩和措置は)3年間です。

【三島委員】

分かりました。

【事務局】

もう一度説明させていただきますが、医師の配置標準が70%を下回った場合に(標準に)0.9を掛けて90%のものということになります。

【三島委員】

配置の6%くらい追加緩和されるということですよ。70%掛ける90%で。

【小野委員】

標準の方が90%になる。例えば標準が10人だとして、ある病院が70%以下で6人しかいませんでしたというときに、これが該当した場合は標準を90%、9人いれば良い、それが標準という形になる、そういう意味だと。ですから、結果的には6人しかいないので、標準に達するにはその病院もあと3人増やさないといけない。これをやっても標準に達するにはかなりの労力が必要なのだと思います。

【羽渕委員】

9割を満たさないといけないということですよ。

【小野委員】

3年間と資料にあります、例えば3ヶ月でこの特例をやりました、一時的に増えましたけどもまたすぐに減ってしまいましたというときには、それはどこで評価されるのか、そのまま特例として3年で良いということになるのでしょうか。

【事務局】

そこは3年で考えています。

【小野委員】

標準を満たすように増やしてもらわないといけないということだと思いますが、ここは診療報酬上の計算で10%減額になるといいますが、実は100%いないともっといろんな基準がとれないのですよ。療養環境加算とか。病院としてはすごくそれが厳しいのです。そもそも100%いないところはかなり経営的に厳しい状況にはなっていますので、どこもやっぱり100%を目指していかないと病院としては中々厳しいのかなとは思いますが。

【小泉会長】

ありがとうございました。他に御意見はございますか。

【羽渕委員】

実際にこれを読んだときに該当する病院はあるのかなと思っており、さっきはないと聞いて安心していたのですが、大体どれくらいこれに該当しそうだという目星とかはあるのでしょうか。

【事務局】

今現在、7割は下回っておりませんが、努力をしているという話を伺っている病院はございます。ただ万が一ということで色々ご相談を受けておりまして、もし1名退職すると7割切るかもしれないという状況にある医療機関が1箇所あります。

【小泉会長】

ありがとうございます。

1人辞めると厳しい状況だという病院は実は他にもあるかもしれませんので、一応備えておくという形は良いかと思いますが、先ほど太田原委員からありましたような安全性とかその辺の検討についても、申し込まれた場合には医療審議会にかけるということですので、また対象が出たときに協議してよろしいでしょうか。他によろしいでしょうか。この特例の取扱基準の見直しについて、ご異議はございますか。審議会として了承するということにしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

【小泉会長】

それでは了承されたということで、よろしくお願いいたします。

また、もし医療審議会に（申請が）出てきた場合には議論をお願いいたします。

それでは次に協議事項（3）「診療所における届出による病床設置について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

（資料により説明）（0:32:44～0:37:20）

【小泉会長】

ありがとうございました。それでは最初に、能代山本地域の調整会議に出席されている太田原委員、どのような経過だったかを報告お願いします。

【太田原委員】

特に反対意見もなく、皆さん賛成ということでした。

【小泉会長】

ありがとうございました。御質問や御意見はございますか。

【白川委員】

大変良い役割を果たしてくれるということで、役割については良いと思うのですが、協議資料3の別紙2で従業者に准看護師1名、申出時は准看護師1名、そして設置後も准看護師1名、医師は3名となっておりますが、この人数でやれるのですかということをお尋ねしたいと思います。病院とは違う機能なのでこれでもルール、法には触れないということでしょうか。准看護師にも休みがなければならないですし、そういうことが私は気になりました。

【小泉会長】

いかがでしょうか。県の方で情報はあるでしょうか。

【事務局】

療養病床を設置している診療所については看護師と准看護師の配置人数が法令上決められておりますが、一般診療所については特に医療法令上明記されているものではありませんので、この人数で妥当かどうかというところについては判断が難しい部分があります。

【白川委員】

では、ルール上はないのでこれでもいけるのかもしれませんが、先ほどの太田原先生と同じような意見ですけれども、看護師がいない日でもここに患者さんがいることもある、いないかもしれない、4人の患者さんがいるかもしれないし、1人しかいないときもあるかもしれませんが、そこのところがここにいる患者さんにとって（安全上）大丈夫なものなのかというところが私は心配です。機能としては反対ではありません。

【小泉会長】

ありがとうございます。京内科クリニックさんは法人（医療法人京回生会）で（施設が）いくつかあってそれぞれに（医師や看護師が）何人かいらっしゃったはずではなかったでしょうか。

【事務局】

京回生会は介護医療院京病院を経営しており、この京内科クリニックというのは京病院と併設されているところになりますので、そういう意味では介護医療院から医師が行くというのは考えられると思います。

【白川委員】

全くその通りで、そのようにやっていただければ問題ないのですが、本当にそのようにやっていただけるのかということをきちんと確認しないといけないと思います。私だったら、私が入院するとか私の家族が入院した場合に、「こんなところだったの？」とかが何もなく他の介護施設に行ければ全く問題ありませんが、何かあったときに、家族とか患者さんが不信を抱いたり、あるいは「こういうところですよ」という説明をきちんと前もって

して、それでもそこを選んで患者さんが入院されたのであればそれは問題ないと思いますけれども、色んな介護施設、介護医療院、そのような施設を持っているので、その先生たちや看護師が行き来するだろうという予測の元で許可するのはまずいのではないのでしょうか。

【小泉会長】

これは後から保健所の立入とかがありますよね。そのときの指導などはどのように活かせるのでしょうか。ここはこれを認めるというだけの審議会にはなりますが、白川委員の懸念に対してはどのように指導なさる予定でしょうか。

【事務局】

保健所による立入検査もありますし、毎年実績報告書を京内科クリニックには提出していただき、医療審議会に報告させていただきますので、その中で人数についてこの状況で良いのかどうかを判断していただければと思います。

【小泉会長】

それではそのときの資料を拝見しながら、白川委員のおっしゃったようなことが行われているのかどうかの確認をしていけたらと思いますが、いかがでしょうか。他に御意見や御質問はいかがでしょうか。たしかにこの資料だけ拝見すると非常に心配ではありますけれどもいかがでしょうか。他に御意見や御異議などございませんでしょうか。

【小野委員】

理由として、要するに急性期病院から来た人が介護認定を受けていないので介護認定を受けるまで1ヶ月かかるということをおっしゃっているのですが、実は暫定で介護度をつけることができるので、介護サービスはすぐに提供できるはずなのですね。介護医療院であれば介護度1からあれば入れるわけですから、みんな暫定の介護度をつけて、まず介護医療院に、大概そういう人は要介護1かどうか分かるので、そういう人はそこに入れてもらえば良いのかなと。逆に病院から退院してきて、急性期を終わってきた人、いまの高齢者ですけれども、そこに要支援という人はあまりいないことが多いので、そういう意味からするとこの理由は理由として分かるのですが、果たして本当にこの理由なのかどうか、あとは考えようによっては介護医療院も介護保健施設も包括なので、パーキンソン病とか高い薬を使っている方はやっぱり施設にとっては負担になって採算が合わなくなるので、医療保険の出来高の部分でとるという意味で、そういう方々をいったん受け入れるということもあるのかなと思って見ておりました。そういう方向で良しとするのであれば良いのですが、いずれ今後どういう状況でやるのか、しっかりと見ていただければと思います。今後こういう形で暫定の介護保険を申請してから1ヶ月かかるという理由で、こういう風な形でやられるのはあまりよいものではなくて、暫定で介護度をつけてケアマネージャーがケアプランを立ててやっていけばすぐに対応できるはずですし、今病院ではほとんど入

院すればすぐ介護認定を申請するようにしていますので、多分ニーズ的にはちょっと違うのかなというところがあるのでよく見ていただければと思います。以上です。

【小泉会長】

ありがとうございました。他地域の調整会議に出ていらっしゃる先生方がいかがでしょうか。吉原先生いかがでしょうか。

【吉原委員】

有床診療所は非常に貴重なので色んな形があった方が良いのかなと思いますけれども、行き場があるというのがすごく大事だと思います。

【小泉会長】

ありがとうございます。他にご意見はありますでしょうか。

それでは色々心配される点はございますので、今後また先ほどありましたように御報告いただくということでしたので、診療所における届出による病床設置につきまして、異議はございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

【小泉会長】

それでは審議会として了承することとさせていただきます。ありがとうございます。

次に、協議事項（４）「地域医療支援病院の承認の継続について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

（資料により説明）

【小泉会長】

ありがとうございました。これも能代山本地域医療構想調整会議に参加されました太田原委員お願いします。

【太田原委員】

先ほどと同様で反対意見なくすなりと。

【小泉会長】

ありがとうございます。この件につきまして、御意見や御質問はございますか。

全国的にも 100 床台で（地域医療支援病院の承認を）とられている病院も多くはありませんけれどもいくつかございますし、秋田県は病床数に対しての地域医療支援病院の病床

数が多くはないと聞いております。地域でとても重要であるということが地域医療構想調整会議であるとすればよろしいかと思いますが、何か御意見や御質問はございますか。よろしいでしょうか。これに関しまして異議なしでよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

【小泉会長】

ありがとうございます。そうしますと審議会としましては本件につきまして、了承させていただきたいと思います。

それでは協議事項（５）「地域医療連携推進法人の代表理事の選定について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（資料により説明）

【小泉会長】

ありがとうございました。それでは地域医療連携推進法人 AFSS の代表理事の選定につきまして、御意見や御質問はございますか。

AFSS の４法人で協議をされたということでございますし、審議会で特別問題がなければ認めるかたちになりますけれどもいかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

【小泉会長】

それでは了承させていただきます。

本日予定しておりました議事はこれで終了となりますが、その他委員の皆様から、今日の議事、それからこれまでの審議会の議事について何かございますか。

ちなみに、毎年３月にもやっておりますけれども、今年度もまた実施する予定でしょうか。

【事務局】

今年度も３月に第２回の医療審議会を開催する予定です。

【小泉会長】

ありがとうございました。昨年度の審議会では宿題となっておりました横手の地域医療連携推進法人の経過につきましてはぜひ御報告をお願いしたいと思います。

それでは他になければ、以上で本日予定していた議事はすべて終了となります。委員の

皆様、御協力ありがとうございました。進行を司会の方へお返しいたします。

【事務局】

小泉会長ありがとうございました。

ここで、石井健康福祉部長より御挨拶を申し上げます。

【石井健康福祉部長】

皆様、長時間にわたる御審議、大変ありがとうございました。お疲れ様でございます。

本日諮問いたしました5つの協議事項につきましては、いずれも御承認いただいたということで感謝申し上げます。ありがとうございます。審議の過程で委員の皆様から医療安全上の問題など様々な御意見を頂戴いたしました。今後の医療政策の上で注意してまいりたいと思います。ありがとうございます。

皆様には保健医療行政の推進に引き続きお力添えを賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は遅くまでどうもありがとうございました。

【事務局】

これをもちまして、令和7年度第1回秋田県医療審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございました。

令和7年10月28日

会 長 小 泉 ひろみ

議事録署名委員 吉 原 秀 一

議事録署名委員 白 川 秀 子